

公募公告

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名 中部空港C I Q庁舎食堂施設に係る使用許可による食堂の営業業務
- (2) 募集施設 愛知県常滑市セントレア一丁目1番地 中部空港C I Q庁舎
- (3) 募集業者数 1業者
- (4) 使用料等 施設使用料及び光熱水料は有償
- (5) 使用許可期間 令和3年12月1日(水)から令和4年3月31日(木)までとする。
ただし、必要に応じ5年を超えない期間で更新することができる。
なお、使用期間の開始日については、開業にあたって改修状況等協議により変更することができる。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者で適正な契約の履行が確保される者であること。
- (3) 法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税の未納税額がないこと。
- (4) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (5) 平成31年4月1日から直近までの期間において、食中毒事故等が発生させていないこと。
- (6) 平成31年4月1日から直近までの期間において、保健所から衛生管理面での指摘を受けていない又は指摘事項があった場合には、適正な改善処理が図られていること。
- (7) 別紙記載の暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しない者であること。
- (8) 当該公募に係る公募説明会に出席し、企画提案書等の作成に関する説明を受けていること。

3 公募説明会

- (1) 日時：令和3年9月13日(月)～9月24日(金) 平日 9時～12時及び13時～17時
- (2) 場所：名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎7階 厚生管理官事務室
- (3) 説明事項：許可条件、設置施設の概要及び企画提案書の作成要領等に関する事項

4 企画提案書等の受付

- (1) 受付期間：令和3年9月29日(水)まで
- (2) 受付時間：平日 9時～12時 及び 13時～17時
- (3) 受付場所：名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎7階 厚生管理官事務室

5 照会先

名古屋市港区入船2-3-12 名古屋税関総務部厚生管理官(名古屋港湾合同庁舎7階)
電話 052-654-4059(担当：川地、藤原) FAX 052-652-6294

以上、公告する。

令和3年9月2日

名古屋税関長 源 新 英 明

2-(7)関係 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員及び(1)から(4)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。